

(案)

令和 7 年 5 月 3 0 日

双葉町長 伊澤 史朗 様

双葉町放射線量等検証委員会
委員長 田中 俊一

双葉町放射線量等検証委員会における検証結果について（中間報告）

双葉町放射線量等検証委員会は、令和 5 年 9 月に双葉町特定帰還居住区域復興再生計画が初めて認定されて以降、委員会を 3 度開催し、特定帰還居住区域の現地視察や事務局等の説明も踏まえ、特定帰還居住区域の放射線量の低減状況等について検証を行いました。

今般、双葉町が特定帰還居住区域の一部で立入規制の緩和を目指すにあたり、当該区域の放射線量等を検証した結果について、下記の通り報告します。

記

双葉町は、認定特定帰還居住区域及び特定帰還居住区域としての認定が見込まれる区域のうち、三字、下長塚、羽鳥行政区にあたる区域（以下、「対象区域」という。）において、立入規制を緩和し、一時立入手続きの簡素化等の実施を目指している。

本委員会は、対象区域における放射線量として、除草や除染等に従事した作業員の個人被ばく線量（実測値）や住民による除草や墓参のための一時立入を想定した個人被ばく線量（推計値）を検証した。その結果、対象区域では除染や自然減衰等により放射線量が十分に低減しており、立入規制を緩和して差し支えないと判断する。

ただし、住民の放射線被ばくに関する不安を払拭するため、引き続き実測による個人被ばく線量を把握・発信していくと共に、専門家によるリスクコミュニケーションなどの対策を充実させることが重要である。

なお、今般の検証に用いた個人被ばく線量の実測値及び推計値〈参考 1〉や、対象区域の直近の空間線量率〈参考 2〉、本委員会の検証経過〈参考 3〉は別紙のとおりである。

最後に、本委員会として、5 項目について別紙のとおり意見を述べ、中間報告とする。

(案)

別紙

<立入規制の緩和に当たって>

1. 個人被ばく線量に着目することが重要であるため、引き続き希望者への個人被ばく線量計の貸出を継続すること。また、実測された個人被ばく線量をもとに、町の「放射線なんでも相談室」等も活用し、放射能に関する知識や情報の共有、健康影響の不安に応えるリスクコミュニケーションや情報発信を積極的に行うこと。
2. 立入規制の緩和に当たっては、避難指示や立入規制の有無、制限される活動等が簡潔に理解できるよう、分かりやすい地図・看板等を作成・設置し、十分な周知を行うこと。

<避難指示の解除に向けて>

3. 特定帰還居住区域について、国に速やかな除染を要請するとともに、インフラ整備を着実に進めること。
4. 特定帰還居住区域へ帰還する住民の生きがい・なりわいの再生に向けた各種施策の創設や、農地の再生・活用等について、国とも連携して検討を進めること。
5. 町が実施する自家消費野菜等の放射能簡易検査等を活用し、内部被ばくについても積極的なリスクコミュニケーションを行うこと。

以上